

前回に引き続き、具体的な債務整理手続きについてご紹介しましょう。

代理人は各クレジット・サラ金業者等に対して取引履歴の開示を請求します。そしてグレー金利といわれる法外な高金利で計算されたものは、利息の引き直し計算を行い、依頼人が法的にいくらの借金を負っているのかを確認します。

次に具体的な債務整理の方法を選択していきます。実際には依頼人に簡単な家計簿を毎月作成してもらい、正確な家計の状況を把握、返済可能な金額を決定していきます。一つの目安として、引き直し計算をした金額を36回(3年間)で返済できるかがポイントとなります。もちろん依頼人の希望によ

り、もう少し期間を長くしてもらうという可能性もあります。以上をふまえて、債務整理手続き以後の返済に支払利息をつけない形で、代理人は各社と交渉を進めています。

このように一方的に郵送されてくる請求書の金額が、法的に認められないケースはよくあります。悩みをお持ちの方は一度ご相談されてしまいかがでしょうか。

借金整理、悩まず相談を!

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎ 079-561-2050 tajima_to-ki@nifty.com
 三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)